



新型コロナウイルス感染症の影響で
事業活動に影響を受けている

神奈川県 事業者の みなさまへ

事業継続、雇用関係、納税、保険料の納付などでお困りの
みなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (2021年7月1日現在)

県からの要請で夜間営業時間を短縮	協力金 ・ 給付金 ・ 助成金
緊急事態宣言等の影響で売上げが減少	
賃金が払えない	融資・貸付
融資を受けたい	
飲食店でアクリル板を設置したい	猶予
納税が今は厳しい	
社会保険料が払えない	
水道料金の支払いが厳しい	相談
経営や資金繰り等の悩み	
労働や賃金等	

詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川県 コロナ 総合情報 🔍

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

一部のIP電話など
上記番号に繋がらない場合
045-285-0536

平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら **3**【経営相談に関すること】 を選択してください。

協力金・給付金・助成金	県からの要請で夜間営業時間を短縮	夜間営業時間の短縮に対する協力金	<p>【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 夜間営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店等に協力金を交付します。</p> <p><第9・10弾> (対象期間) 令和3年4月20日から5月11日まで (第9弾) 令和3年5月12日から5月31日まで (第10弾)</p> <p>(申請受付期間) 令和3年6月30日から8月27日まで (第9・10弾)</p> <p><第11弾> (対象期間) 令和3年6月1日から6月20日まで (申請受付期間) 令和3年7月21日から9月17日まで</p> <p><第12弾> (対象期間) 令和3年6月21日から7月11日まで 第12弾の申請受付開始日については、追ってお知らせします。</p> <p>※要請内容変更の場合、対象地域・期間・交付額等が変更となる可能性があります。</p> <p>【大規模施設等協力金】 令和3年5月12日以降、時短営業にご協力いただいた、まん延防止等重点措置区域内における建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設やテナント等に協力金を交付します。</p> <p><第1・2弾> (対象期間) 令和3年5月12日から5月31日まで (第1弾) 令和3年6月1日から6月20日まで (第2弾)</p> <p>(申請受付期間) 令和3年7月1日から9月15日まで (第1・2弾)</p> <p><第3弾> (対象期間) 令和3年6月21日から7月11日まで</p> <p>※要請内容変更の場合、対象地域・期間等が変更となる可能性があります。</p>	<p>【神奈川県協力金(第9・10弾、第11弾、第12弾)】 まん延防止等重点措置区域 ☎ 045-522-2431 その他区域 ☎ 045-330-4892</p> <p>【大規模施設等協力金】 コールセンター ☎ 045-900-5906</p>
	緊急事態宣言等の影響で売上げが減少	売上が減少した中小事業者への月次支援金	<p>緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響で、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等に月次支援金を給付します。(国の支援策)</p> <p>※4・5月分の申請は6月16日から、6月分の申請は7月1日から受付</p> <p>中小法人等：上限 20万円/月、個人事業者等：上限 10万円/月</p>	<p>月次支援金事務局相談窓口(国) ☎ 0120-211-240</p>
	賃金が払えない	売上が減少した中小事業者への県の追加支援	<p>国の月次支援金(4～6月分)に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大します。</p> <p>※7月1日から申請受付を開始</p> <p>酒類販売事業者等で、月次支援金の給付対象事業者に給付金額を加算するとともに、月次支援金の給付対象とはならない売上が30%以上50%未満減少した事業者に支援対象を拡大します。</p> <p>給付額：中小法人等：上限 20万円/月、個人事業者等：上限 10万円/月 (70%以上減少の場合は、中小法人等：上限 40万円/月、個人事業者等：上限 20万円/月)</p> <p>酒類販売事業者等以外の事業者で、月次支援金を受給している事業者に追加給付します。</p> <p>給付額：中小法人等：5万円/月(定額)、個人事業者等：2.5万円/月(定額)</p>	<p>支援給付金コールセンター(県) ☎ 045-900-5907</p>
融資・貸付	融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	<p>民間金融機関を通じた資金繰り支援として、保証料の補助が受けられる「神奈川県新型コロナウイルス関連融資」等があります。</p> <p>さらに、業態転換や新事業への取組を支援する「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」の保証料補助を拡充して、保証料を全額補助します。</p>	<p>最寄りの民間金融機関 神奈川県信用保証協会 ☎ 045-681-7178ほか</p>
		日本政策金融公庫の融資	<p>【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>日本政策金融公庫各支店</p>
		商工中金の危機対応融資	<p>【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>商工中金各支店</p>
		個人向け緊急小口資金等の特例	<p>【無利子貸付】 新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に生活資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長)</p>	<p>個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999</p>
		飲食店でアクリル板を設置したい	感染防止対策用アクリル板等の貸出	<p>県内飲食店に対し、アクリル板、サーキュレーター、CO2濃度測定器を、緊急的に無償で貸し出します。また、6週間後に買取りが可能です。</p>
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	<p>収入の減少などで国税・県税の納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があります。</p>	<p>国税:各税務署 県税:各県税事務所</p>
	社会保険料が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	<p>厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。</p>	<p>各年金事務所</p>
	水道料金の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	<p>上下水道料金の支払い猶予が受けられる場合があります。</p>	<p>各水道局等</p>
相談	経営や資金繰り等の悩み	経営相談	<p>経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル(公財) 神奈川県産業振興センター ☎ 045-633-5201</p>
	労働や賃金等	労働相談	<p>解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談をお受けします。</p>	<p>神奈川県労働局総合労働相談コーナー ☎ 045-211-7358 かながわ労働センター ☎ 045-662-6110ほか</p>